

グレーゾーン解消制度の活用状況について

資料4

事業名	① 運動機能の維持など生活習慣病の予防のための運動指導						
申請事業者	フィットネスクラブを運営する企業						
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省	法令	医師法等	回答日	平成26年2月25日
【照会内容・結果】							
<ul style="list-style-type: none"> ○医師の指導・助言を踏まえ、フィットネスクラブにおいて、その職員が運動に関する指導を行う場合、それが医師のみに認められている「医行為」に該当するか否か等を照会。 ○照会の結果、医師からの指導・助言に従い、ストレッチやマシントレーニングの方法を教えること等の医学的判断及び技術を伴わない範囲内の運動指導を行うことは、「医行為」に該当しないこと等が確認された。 							
【意義】							
<ul style="list-style-type: none"> ○医療と連携した信頼性の高い民間健康サービスを身近に利用できる環境を整備。 ○生活習慣病の予防を通じ、健康長寿社会の実現に資する。 							

事業名	② 血液の簡易検査とその結果に基づく健康関連情報の提供						
申請事業者	簡易血液検査サービスを行う中小企業						
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省	法令	医師法等	回答日	平成26年2月25日
【照会内容・結果】							
<ul style="list-style-type: none"> ○利用者が自ら採血した血液について、簡易な検査を行い、利用者に対し、検査結果を通知する場合、利用者が自己採血することや、事業者が血液検査の結果を通知すること等が、それぞれ、医師のみに認められている「医業」に該当するか否か等を照会。 ○照会の結果、利用者が自己採血することは、「医業」に該当しないことが確認された。また、事業者が、検査結果の事実を通知することに加え、より詳しい検診を受けるよう勧めること等も、「医業」に該当しないこと等が確認された。 							
【意義】							
<ul style="list-style-type: none"> ○自ら健康管理を行う機会を身近に提供。 ○病気の早期発見を通じ、健康長寿社会の実現に資する。 							